

サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループ
の設置について

令和3年12月9日
普及啓発・人材育成専門調査会会長決定

- 1 サイバーセキュリティ関係の実務に役立つ法令集の策定等を行うため、普及啓発・人材育成専門調査会の下に置かれたセキュリティマインドを持った企業経営ワーキンググループの下に、サイバーセキュリティ関係法令集の策定等を目的としたサブワーキンググループ（以下「サブWG」という。）を置く。
- 2 サブWGは、サイバーセキュリティ関係法令集の策定や、必要に応じてサイバーセキュリティに関する法的課題について、調査検討等を行う。
- 3 サブWGの委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって内閣サイバーセキュリティセンターのセンター長が委嘱した者とする。
- 4 サブWGに主査を置く。サブWGの主査は、その委員の互選により決する。
- 5 サブWGの主査は、必要があると認めるときは、サブWGの委員以外の者に対し、サブWGの会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 サブWGの庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 サブWGは、その設置に係る調査検討が終了したときは、廃止されるものとする。
- 8 前各項に掲げるもののほか、サブWGの運営に関する事項その他必要な事項は、サブWGの主査が定める。